

## 六戸町農業委員会 5月定例総会議事録

開催年月日	平成25年5月20日（月） 午後 4時00分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	5番 小泉兼雄
	6番 三浦英雄	7番 山本英雄	8番 木村喜和
	9番 久田伸一	10番 四木俊一	11番 新山秀男
	12番 岡田寛視	13番 小林勲	14番 高舘孝
	15番 金淵盛一		
欠席委員	3番 渡辺耕一		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主事		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主事                      参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 5番 小泉兼雄 委員 ・ 6番 三浦英雄 委員		

議 案

町 報告第 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
議案第 3 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 4 号	六戸町農用地利用集積計画（案）について
県 議案第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局	定刻になりましたのでただ今より、5月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。
	会 長	それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。
	事務局	金淵会長挨拶（省略）
	事務局	業務報告を行います。
	事務局長	資料に基づき業務報告を行う。
2. 開会宣言	事務局	六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。
	会 長	それでは、ただ今より5月総会を開会いたします。（16時00分） 本日の欠席委員は3番 渡辺 耕一委員です。
	会 長	議事録署名委員の氏名については、5番 小泉兼雄委員 ・ 6番 三浦英雄委員を指名します。
	会 長	議事録署名委員の氏名については、5番 小泉兼雄委員 ・ 6番 三浦英雄委員を指名します。
	会 長	参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主事を指名します。
5. 会議規則第11条の確認	会 長	会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。

<p>報告第4号</p>	<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>それでは、町議案より審議に入ります。 報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 議案3頁に基づき説明（省略）</p> <p>事務局よりの説明が終わりました。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより報告第4号を採決いたします。 おはかりいたします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
<p>議案第3号</p>	<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>異議なしと認めます。よって報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。</p>

	<p>事務局長</p> <p>会 長</p> <p>代表 5番小泉委員</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>議案6頁に基づき詳細に説明（省略）      以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを      満たしていると思います。</p> <p>事務局よりの説明が終わりました。      それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委      員より報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、私外3名で農地法第3条・第5条に係る案件について行いました。      その中で、特に問題となるような土地は御座いませんでした。      以上報告致します。</p> <p>事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。      質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。      これより議案第3号を採決いたします。      おはかりいたします、本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます。      よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につい      て」は原案のとおり決することに決定いたしました。</p>
--	---	---

議案第4号	<p>会長</p> <p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>つづいて、議案第4号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」を議題いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明致します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。</p> <p>町議案8項～9頁により説明（省略）</p> <p>事務局からの報告が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより議案第4号を採決いたします。</p> <p>おはかりいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」は原案のとおり決することに決定いたしました。</p>
-------	---------------------------------	--

<p>県 議案第 1 号</p>	<p>会長</p>	<p>次に県議案の審議に入ります。          県議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。          事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>県議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」ご説明致します。          農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。          県議案第 3 項により説明（省略）</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。          質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。          これより県議案第 1 号を採決いたします。          おはかりいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます。          よって、県議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は原案のとおり決することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので 5 月総会を閉会致します。          お疲れ様でした。</p>